

京都市立芸術大学学長補佐に関する規程

(令和7年4月25日学長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学の組織に関する規程第7条第2項の規定に基づき、学長補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学長補佐は、本学の教育研究及び管理運営に関し、学長の職務を補佐するとともに学長から特に指示された事項を担当し、その処理に当たるものとする。

(人数)

第3条 学長補佐は、若干人とする。

(任命)

第4条 学長補佐は、本学職員のうちから学長が任命する。

2 学長は、学長補佐を任命した時は、速やかに教育研究審議会に報告しなければならない。

3 学長補佐は、学部、研究科又はその他の教育研究上の重要な組織の長を兼ねることを妨げない。

(任期)

第5条 学長補佐の任期は、学長がその都度定める。ただし、任命した学長の任期の末日以前とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。